

平成 22 年 3 月 24 日

&lt;問い合わせ先&gt;

政策統括官付

参事官（物流施設）室

TEL 03-5253-8111（代表）

小田・秋山

（内線 25314・25333）

03-5253-8298（直通）

## 平成 22 年度「営業倉庫、トラックターミナル等の省エネ設備・技術導入計画 認定申請」の公募を開始します

国土交通省は、平成 22 年度予算成立を前提とし、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が実施する 22 年度エネルギー使用合理化事業者支援事業による、営業倉庫及びトラックターミナル等における省エネ設備・技術導入計画の募集を下記のとおり開始します。

### 記

#### 1. 対象事業の概要

営業倉庫又は自動車ターミナル事業（一般トラックターミナル）、一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、第一種又は第二種鉄道事業に供する施設に現に設置されている設備を省エネ化する事業のうち、省エネ効率が高く、費用対効果に優れているものと認められる事業に対し、総事業費の 1/3 を補助。

#### 2. 申請期間

**平成 22 年 3 月 25 日（木）～平成 22 年 4 月 12 日（月）**

※ トラックターミナル等における省エネ設備・技術導入計画認定申請のうち、**物流施設省エネ推進事業**に係るもの

**平成 22 年 3 月 25 日（木）～平成 22 年 4 月 16 日（金）**

（参考）NEDO 公募期間（予定） 平成 22 年 3 月下旬～平成 22 年 4 月下旬

#### 3. 申請要領

詳細は、国土交通省ウェブサイトにて、「営業倉庫における省エネ設備・技術導入計画認定申請要領」、「トラックターミナル等における省エネ設備・技術導入計画認定申請要領」を参照下さい。

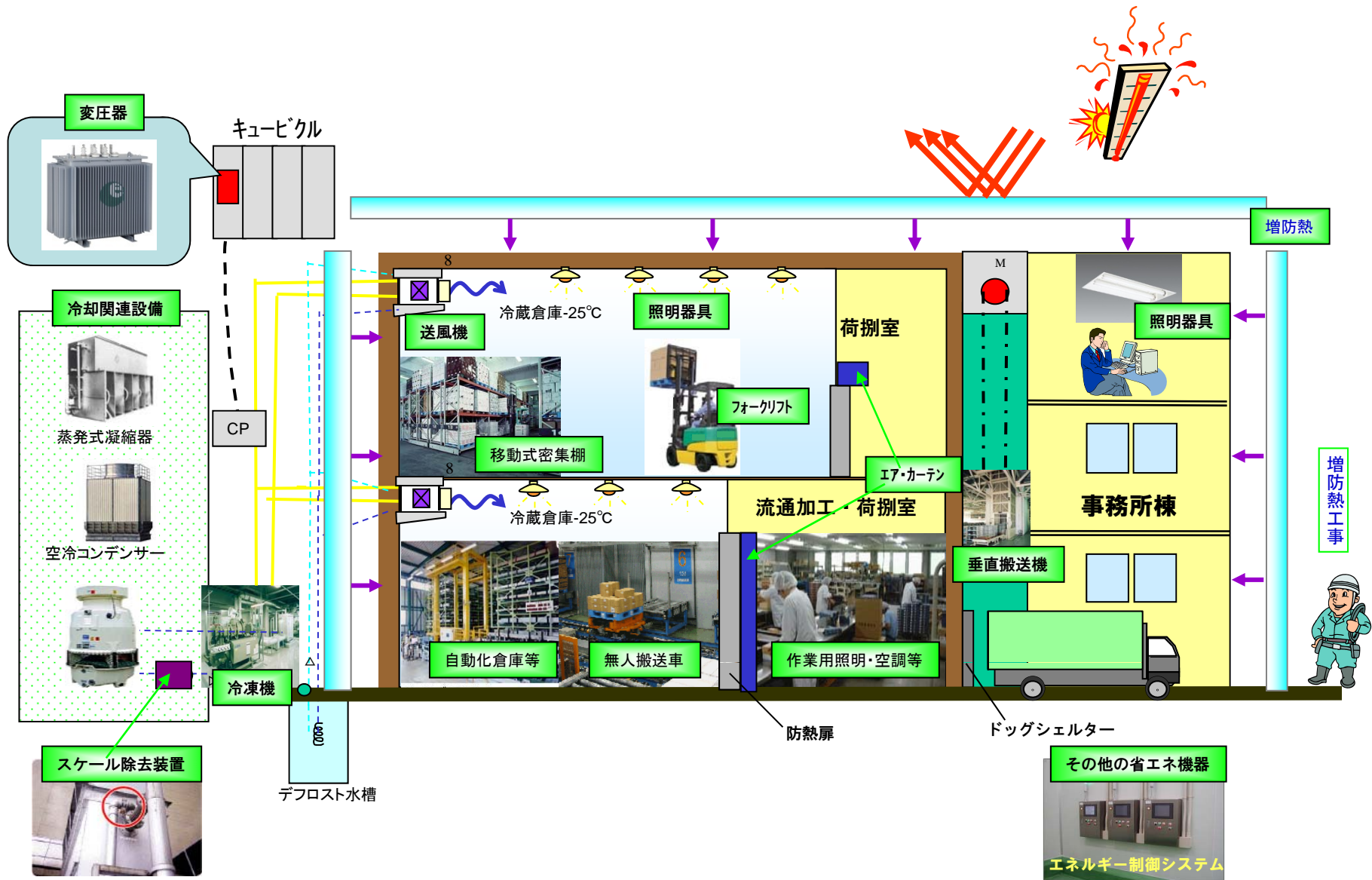
- 営業倉庫における省エネ設備・技術導入計画認定制度

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu04200.html>

- トラックターミナル等における省エネ設備・技術導入計画認定制度

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu04300.html>

# 営業倉庫における省エネ設備・技術導入支援のイメージ



# トラックターミナル等における省エネ設備・技術導入のイメージ

## 【制度の概要】

自動車ターミナル事業（一般トラックターミナル）、一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、第一種又は第二種鉄道事業（貨物の運送を行う事業に限る）に供する施設の設備省エネ化に対する支援制度

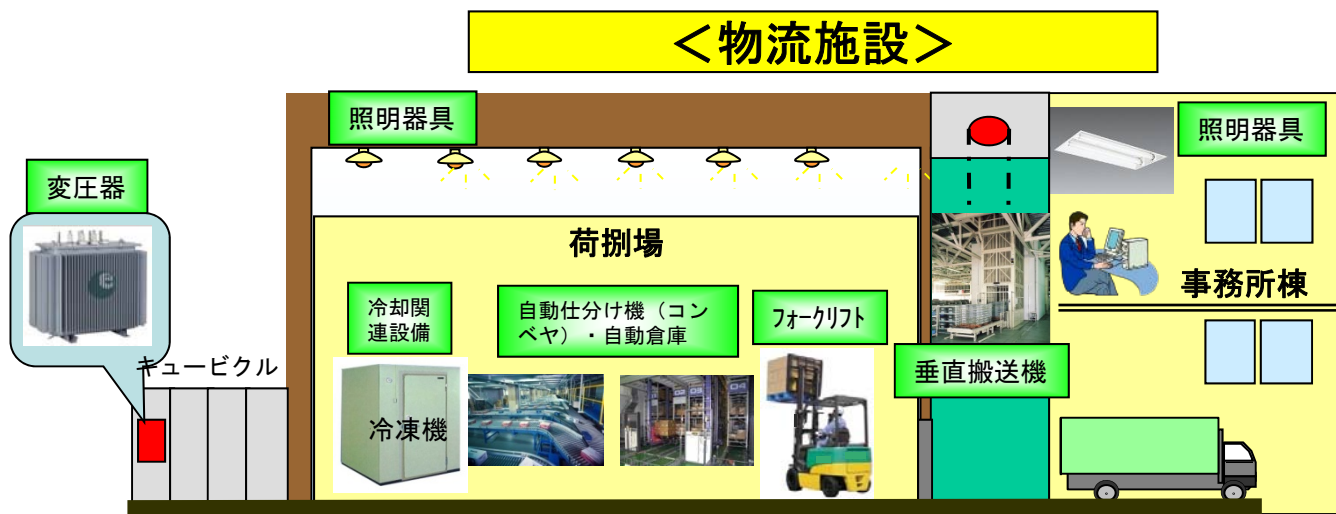
## 【対象設備】

変圧器、照明器具、運搬機器（フォークリフト（※）・垂直搬送機・自動倉庫・自動仕分け機（コンベヤ））、冷却関連設備  
※燃料系から電気系（バッテリー式）に代替

## 【支援内容】

対象事業に係る設備費、工事費等の総事業費の1/3を補助

## ①代替事業（買取又はリース方式）



【規模要件】延べ床面積1,500㎡以上の物流施設（自動車ターミナル及び貨物鉄道事業の用に供する施設並びに1物流施設あたり5台以上のフォークリフトの代替については施設規模要件なし。）。

【対象設備】フォークリフトは、変圧器、照明器具、運搬機器（フォークリフト以外の垂直搬送機・自動倉庫・自動仕分け機（コンベヤ））又は冷却関連設備のいずれかとセットで代替。

ただし、1物流施設あたり5台以上のフォークリフトの代替については、他の対象設備とのセットを要しない。

## ②物流施設省エネ推進事業（リース方式）



【規模要件】施設規模要件はなし。

【対象設備】物流施設省エネ推進事業者が、物流事業者の参加を募集・リース（25台以上）し、フォークリフトを代替。